

平成28年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容												
1	<p>三鷹市農業委員会の委員の定数を定める条例（制定）</p> <hr/> <p>1 委員の定数 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例委任された農業委員会の委員の定数について、20人とする事とした。</p> <p>2 施行期日等 (1) 施行期日 平成29年7月20日 (2) 三鷹市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止 三鷹市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止することとした。</p>												
2	<p>三鷹市議会議員及び三鷹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 公費負担の限度額の改定 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、三鷹市議会議員及び三鷹市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を、同施行令で定める改定額と同額に改めることとした。</p> <p>(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額（1日当たり）</p> <table border="1" data-bbox="419 1715 1358 1865"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般運送契約</td> <td>自動車借入れ契約</td> <td>15,300円</td> <td>15,800円</td> </tr> <tr> <td>以外の契約</td> <td>燃料供給契約</td> <td>7,350円</td> <td>7,560円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		現 行	改 正 後	一般運送契約	自動車借入れ契約	15,300円	15,800円	以外の契約	燃料供給契約	7,350円	7,560円
区 分		現 行	改 正 後										
一般運送契約	自動車借入れ契約	15,300円	15,800円										
以外の契約	燃料供給契約	7,350円	7,560円										

(2) ポスターの作成に係る公費負担の限度額（1枚当たり）

区 分	現 行	改 正 後
ポスターの作成	510円48銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に301,875円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

(3) ビラの作成に係る公費負担の限度額（1枚当たり）

区 分	現 行	改 正 後
ビラの作成	7円30銭	7円51銭

- 2 施行期日
公布の日

3 三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 期末手当の支給率の改定

(1) 平成28年度支給率

12月期 100分の222.5 → 100分の232.5

6月期 100分の207.5（支給済）

※年間支給率 100分の430 → 100分の440

(2) 平成29年度支給率

6月期 100分の207.5 → 100分の212.5

12月期 100分の222.5 → 100分の227.5

※年間支給率 100分の430 → 100分の440

2 施行期日

公布の日。適用は、平成28年12月1日

4	<p>三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 期末手当の支給率の改定</p> <p>(1) 平成28年度支給率</p> <p>12月期 100分の222.5 → 100分の232.5</p> <p>6月期 100分の207.5 (支給済)</p> <p>※年間支給率 100分の430 → 100分の440</p> <p>(2) 平成29年度支給率</p> <p>6月期 100分の207.5 → 100分の212.5</p> <p>12月期 100分の222.5 → 100分の227.5</p> <p>※年間支給率 100分の430 → 100分の440</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日。適用は、平成28年12月1日</p>
5	<p>三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 平成28年度給与改定</p> <p>東京都に準じ、次のとおり改定することとした。</p> <p>(1) 扶養手当の改定</p> <p>ア 配偶者 13,500円 → 6,000円 (課長職 3,000円)</p> <p>イ 子 6,000円 → 9,000円</p> <p>ウ 父母等 6,000円 → 6,000円 (課長職 3,000円)</p> <p>(2) 勤勉手当の支給率の改定</p> <p>勤勉手当 100分の85 → 100分の90</p> <p>※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の430 → 100分の440</p> <p>2 給料表等の見直し</p> <p>(1) 行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)の見直し</p> <p>行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)について、東京都の行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)と同一の表に改めることとした。</p> <p>(2) 住居手当の見直し</p> <p>住居手当の支給対象を、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限ることとした。</p>

	<p>3 その他規定を整備することとした。</p> <p>4 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成29年4月1日。ただし、1(2)及び4(2)は公布の日(適用は、平成28年12月1日)</p> <p>(2) 勤勉手当の特例 平成28年度の勤勉手当の支給に当たっては、12月期の勤勉手当の支給率を100分の95とすることとした。</p> <p>(3) 扶養手当の改定に伴う経過措置(平成29年度)</p> <p>ア 配偶者 10,000円(課長職 8,000円)</p> <p>イ 子 7,500円</p> <p>(4) 給料表等の見直しに伴う経過措置 行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)の見直し並びに住居手当の見直しに伴い、激変緩和のための経過措置を設けることとした。</p>
6	<p>三鷹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 雇用保険法の一部改正に伴う規定整備 雇用保険法の一部改正に伴い、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める等、規定を整備することとした。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 平成29年1月1日</p> <p>(2) その他経過措置を設けることとした。</p>
7	<p>三鷹市市税条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 都市計画税の税率の特例 都市計画税の税率100分の0.3を平成29年度分は100分の0.225とすることとした。</p>

- 2 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴う規定整備
 法の施行に伴い、租税条約により措置されている他の国と同様に、台湾との間で支払われる利子等又は配当等について個人市民税の課税の特例を設けるとともに、規定を整備することとした。
- 3 施行期日
 1は平成29年4月1日、2は同年1月1日

8 三鷹市川上郷自然の村条例の一部を改正する条例

- 1 三鷹市川上郷自然の村の施設の利用料金の改定
 (1) 市内居住者、姉妹都市の住民等の利用料金

施設名	使用区分	現行	改定後				
			通常料金	繁忙期料金	割引料金		
宿泊施設	一般宿泊室 (和室、次の間付き和室、次の間付き洋室)	大人(中学生以上の者をいう。以下同じ。)	1室を2人以上で使用する 場合	2,500円	2,700円	2,900円	2,500円
		1室を1人で使用する 場合	1人1泊	3,750円	4,050円	4,250円	3,850円
		子ども(小学生をいう。以下同じ。)	1人1泊	1,500円	1,600円	1,700円	1,500円
団体宿泊室	大人 1人 1泊	1室を2人以上で使用する 場合	1,500円	1,700円	1,900円	1,500円	
		1室を1人で使用する 場合	2,250円	2,550円	2,750円	2,350円	
		子ども 1人1泊	900円	1,000円	1,100円	900円	
屋外施設	多目的広場 貸切りで使用する 場合	早朝	-	1,200円			
		午前		1,800円			
		午後		2,400円			

※ 通常料金、繁忙期料金及び割引料金を適用する期間は、教育委員会規則で定める。

(2) 市外居住者(姉妹都市の住民等を除く。)の利用料金の加算額
 ((1)の利用料金に加算)

施設名		使用区分	現 行	改 定 後
宿泊施設	一般宿泊室	大人 1人1泊	1,000円	1,100円
		子ども 1人1泊	600円	650円
	団体宿泊室	大人 1人1泊	600円	700円
		子ども 1人1泊	350円	400円

2 その他規定を整備することとした。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年4月1日

(2) その他経過措置を設けることとした。

9

三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例

1 児童遊園の廃止

名 称	所 在 地
井口南児童遊園	三鷹市井口二丁目3番14号

2 施行期日

平成29年1月10日

10	<p>三鷹市学童保育所条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 学童保育所の新設</p> <table border="1" data-bbox="400 468 1331 616"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市高山小学童保育所C</td> <td>三鷹市牟礼三丁目10番24号</td> </tr> <tr> <td>三鷹市連雀学園学童保育所</td> <td>三鷹市下連雀七丁目10番15号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 学童保育所の名称の変更</p> <table border="1" data-bbox="400 658 1331 806"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市五小学童保育所</td> <td>三鷹市井の頭二丁目21番18号</td> </tr> <tr> <td>三鷹市東台小学童保育所</td> <td>三鷹市中原二丁目17番37号</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="400 848 1331 1095"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市五小学童保育所A</td> <td>三鷹市井の頭二丁目21番18号</td> </tr> <tr> <td>三鷹市五小学童保育所B</td> <td>三鷹市井の頭二丁目21番18号</td> </tr> <tr> <td>三鷹市東台小学童保育所A</td> <td>三鷹市中原二丁目17番37号</td> </tr> <tr> <td>三鷹市東台小学童保育所B</td> <td>三鷹市中原二丁目17番37号</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他規定を整備することとした。</p> <p>4 施行期日 平成29年4月1日。ただし、三鷹市連雀学園学童保育所の新設は同年2月1日</p>	名 称	位 置	三鷹市高山小学童保育所C	三鷹市牟礼三丁目10番24号	三鷹市連雀学園学童保育所	三鷹市下連雀七丁目10番15号	名 称	位 置	三鷹市五小学童保育所	三鷹市井の頭二丁目21番18号	三鷹市東台小学童保育所	三鷹市中原二丁目17番37号	名 称	位 置	三鷹市五小学童保育所A	三鷹市井の頭二丁目21番18号	三鷹市五小学童保育所B	三鷹市井の頭二丁目21番18号	三鷹市東台小学童保育所A	三鷹市中原二丁目17番37号	三鷹市東台小学童保育所B	三鷹市中原二丁目17番37号
名 称	位 置																						
三鷹市高山小学童保育所C	三鷹市牟礼三丁目10番24号																						
三鷹市連雀学園学童保育所	三鷹市下連雀七丁目10番15号																						
名 称	位 置																						
三鷹市五小学童保育所	三鷹市井の頭二丁目21番18号																						
三鷹市東台小学童保育所	三鷹市中原二丁目17番37号																						
名 称	位 置																						
三鷹市五小学童保育所A	三鷹市井の頭二丁目21番18号																						
三鷹市五小学童保育所B	三鷹市井の頭二丁目21番18号																						
三鷹市東台小学童保育所A	三鷹市中原二丁目17番37号																						
三鷹市東台小学童保育所B	三鷹市中原二丁目17番37号																						
11	<p>三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴う規定整備 法の施行に伴い、租税条約により措置されている他の国と同様に、台湾との間で支払われる利子等又は配当等について国民健康保険税の課税の特例を設けるとともに、規定を整備することとした。</p> <p>2 施行期日 平成29年1月1日</p>																						

12	<p data-bbox="352 282 1091 315">三鷹市川上郷自然の村の指定管理者の指定について</p> <hr/> <p data-bbox="352 427 1370 510">三鷹市川上郷自然の村の指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="394 517 1337 848"> <thead> <tr> <th data-bbox="394 517 820 607">施 設</th> <th data-bbox="820 517 1094 607">指定管理者</th> <th data-bbox="1094 517 1337 607">指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="394 607 820 848">三鷹市川上郷自然の村 長野県南佐久郡川上村大字 原591番362</td> <td data-bbox="820 607 1094 848">長野県南佐久郡 川上村大字大深 山542 一般財団法人 川 上村振興公社</td> <td data-bbox="1094 607 1337 848">平成29年4月 1日から平成 34年3月31日 まで</td> </tr> </tbody> </table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市川上郷自然の村 長野県南佐久郡川上村大字 原591番362	長野県南佐久郡 川上村大字大深 山542 一般財団法人 川 上村振興公社	平成29年4月 1日から平成 34年3月31日 まで
施 設	指定管理者	指定の期間					
三鷹市川上郷自然の村 長野県南佐久郡川上村大字 原591番362	長野県南佐久郡 川上村大字大深 山542 一般財団法人 川 上村振興公社	平成29年4月 1日から平成 34年3月31日 まで					
13	<p data-bbox="352 1001 1256 1034">三鷹市高齢者センターどんぐり山の指定管理者の指定について</p> <hr/> <p data-bbox="352 1146 1370 1229">三鷹市高齢者センターどんぐり山の指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="394 1236 1337 1518"> <thead> <tr> <th data-bbox="394 1236 820 1326">施 設</th> <th data-bbox="820 1236 1094 1326">指定管理者</th> <th data-bbox="1094 1236 1337 1326">指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="394 1326 820 1518">三鷹市高齢者センターどん ぐり山 三鷹市大沢四丁目8番8号</td> <td data-bbox="820 1326 1094 1518">三鷹市大沢四丁 目8番8号 社会福祉法人 楽 山会</td> <td data-bbox="1094 1326 1337 1518">平成29年4月 1日から平成 31年3月31日 まで</td> </tr> </tbody> </table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市高齢者センターどん ぐり山 三鷹市大沢四丁目8番8号	三鷹市大沢四丁 目8番8号 社会福祉法人 楽 山会	平成29年4月 1日から平成 31年3月31日 まで
施 設	指定管理者	指定の期間					
三鷹市高齢者センターどん ぐり山 三鷹市大沢四丁目8番8号	三鷹市大沢四丁 目8番8号 社会福祉法人 楽 山会	平成29年4月 1日から平成 31年3月31日 まで					

14

三鷹市高山小学童保育所C等の指定管理者の指定について

三鷹市高山小学童保育所C等の指定管理者を次のとおり指定することとした。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市高山小学童保育所C 三鷹市牟礼三丁目10番24号	三鷹市野崎一丁目1番1号	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
三鷹市中原小学童保育所A 三鷹市中原二丁目12番13号	社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会	
三鷹市中原小学童保育所B 三鷹市中原二丁目12番13号		
三鷹市東台小学童保育所A 三鷹市中原二丁目17番37号		
三鷹市東台小学童保育所B 三鷹市中原二丁目17番37号		
三鷹市連雀学園学童保育所 三鷹市下連雀七丁目10番15号	愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号 株式会社 日本保育サービス	平成29年2月1日から平成30年3月31日まで

15	<p data-bbox="354 280 1125 315">三鷹市市民協働センターの指定管理者の指定について</p> <hr/> <p data-bbox="354 423 1369 506">三鷹市市民協働センターの指定管理者を次のとおり指定することとした。</p> <table border="1" data-bbox="394 512 1337 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="394 512 821 602">施 設</th> <th data-bbox="821 512 1096 602">指定管理者</th> <th data-bbox="1096 512 1337 602">指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="394 602 821 893">三鷹市市民協働センター 三鷹市下連雀四丁目17番23号</td> <td data-bbox="821 602 1096 893">三鷹市下連雀四丁目17番23号 特定非営利活動法人 みたか市民協働ネットワーク</td> <td data-bbox="1096 602 1337 893">平成29年4月1日から平成34年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市市民協働センター 三鷹市下連雀四丁目17番23号	三鷹市下連雀四丁目17番23号 特定非営利活動法人 みたか市民協働ネットワーク	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
施 設	指定管理者	指定の期間					
三鷹市市民協働センター 三鷹市下連雀四丁目17番23号	三鷹市下連雀四丁目17番23号 特定非営利活動法人 みたか市民協働ネットワーク	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで					
16	平成 28 年度三鷹市一般会計補正予算（第 4 号）						
17	平成 28 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）						
18	平成 28 年度三鷹市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）						
19	平成 28 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）						

○ **特記事項**

人権擁護委員候補者の推薦について(4件)